

議案第 27 号

三朝町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和 45 年三朝町条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（日当） 第 18 条 日当の額は、別表の定額による。 2 日当は、県外（別に規則で定める地域を除く。）に旅行をした場合に限り、支給する。ただし、旅行の全行程に公用車（これに準ずるものとして、町長が別に定めるものを含む。）を使用する場合には、支給しない。	（日当） 第 18 条 日当の額は、別表の定額による。 2 日当は、県外（別に規則で定める地域を除く。）に旅行をした場合に限り、支給する。ただし、旅行の全行程に公用車を使用する場合（<u>自家用車の公務使用取扱要領（平成 6 年三朝町訓令第 1 号）の規定に基づき、承認を受けた自家用車を使用する場合及び自動車を借上げて使用する場合を含む。</u>）には、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。